

26Q-pm217

裁判例が示す問診義務と薬剤師—3 患者情報の吟味

○宮本 法子¹, 秋本 義雄², 喜来 望³, 鈴木 順子³, 鈴木 政雄⁴, 福島 紀子⁵, 海老沢 哲⁶(¹東京薬大薬,²東邦大薬,³北里大薬,⁴いわき明星大薬,⁵慶応大薬,⁶学校法人医学アカデミー 薬ゼミトータルラーニング)

【はじめに】薬剤師の質問内容を、患者又は顧客が理解していないか又は勘違いして回答し、その情報に基づいた医薬品選択により事故が発生する場合がある。この可能性をいかに防止し、患者又は顧客の安全を確保することができるかを、アスピリン喘息患者にアスピリンを処方し患者が死亡した事件を教訓として、薬剤師が行う初回面談時について考察する。

【事件の概要】アスピリン喘息と診断されていた男性患者が発熱し、初診時に、過去に他の病院でピリン系薬剤は禁忌であるが、アスピリンは差し支えないと言われた旨を医師に説明したところ、パフアリン（アスピリン系薬剤）を指示され、服用直後に呼吸困難を起こし死亡した。（松山地裁今治支部平成3年2月5日判決（一部認容・控訴）、判例タイムズ752号212頁）

【判決の概要】アスピリン喘息患者であると判示された患者は、「薬には素人である患者が専門的な用語で説明したのであり、「アスピリン」と「ピリン」は言葉の上でも紛らわしいのであるから、」素人である患者の説明を鵜呑みにすることなく、患者の記憶や認識が正確であるかどうか、薬剤の商品名などを「詳しく問診して確認する診療契約上の義務」を怠ったとして損害賠償請求を認めた。

【判決が教示すること】薬剤師が行う初回面談時は、薬物治療の治療効果の確保、重篤な副作用防止には必須であることから、患者や顧客の回答中の薬剤に関する混同、思い込み、さらに専門用語の誤用に対して敏感であることが要求される。そのためには、患者・顧客の回答内容を薬剤師の言葉に置き換えて吟味し、それを基に質問を発展させるなどにより、その薬剤が禁忌、原則禁忌、慎重投与に該当するかなどの判断材料としなければならない。